

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第12回)	資料 2-1
平成23年5月31日	

総合施設(仮称)の概要(案)

※平成23年5月25日 幼保一体化ワーキングチーム(第9回)資料4-1

1. 総合施設(仮称)の基本的考え方

①基本的位置づけ

- 総合施設(仮称)は、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。(参考資料P.3参照)

- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
- イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を必要とする子どもに保育を保障。

- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

②具体的制度設計の基本的考え方

- 総合施設(仮称)に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

2. 総合施設(仮称)の具体的制度設計の概要

	認定こども園(幼保連携型)	総合施設(仮称)
根拠法	【認定こども園】認定こども園法 【幼稚園】学校教育法 【保育所】児童福祉法	
設置主体	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人 ※一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討。 ※一定の要件については、例えば総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること等が考えられる。
認可・指導権者	【認定こども園】認定権者：都道府県知事(又は教育委員会) 【幼稚園】公立：都道府県教育委員会、私立：都道府県知事 【保育所】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市特例等に位置づけるかどうかは今後検討
評価・情報公開	【認定こども園】積極的情報提供：義務 【幼稚園】自己評価：義務、学校関係者評価：努力義務、積極的情報提供：義務 【保育所】自己評価：努力義務、第三者評価：努力義務、積極的情報提供：努力義務	自己評価：義務 関係者評価、第三者評価：努力義務 積極的情報提供：義務
研修	【幼稚園】公立：教育公務員としての各種特例(初任者研修等) 私立：学校の教員として研修の充実が図られなければならない 【保育所】公立：地方公務員としての各種研修 +児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める 私立：児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める	公立：教育公務員としての各種特例(新任者に対する研修等) 私立：教員について研修の充実が図られなければならない +職員が必要な知識等の修得に努める義務
監督	【認定こども園】認定の取消 【幼稚園】公立：変更命令、閉鎖命令 私立：閉鎖命令のみ(変更命令は適用除外) 【保育所】公立：立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令 私立：立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消	公立：立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令 私立：立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令
政治的行為の制限	【幼稚園】幼稚園における政治教育その他政治的活動の禁止 【保育所】制限なし 【幼稚園教員】 公立：国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体の内外にかかわらず制限)、 私立：制限なし 【保育所職員】 公立：原則として所属地方公共団体内で制限、私立：制限なし	総合施設(仮称)における政治教育その他政治的活動の禁止 (教員) 公立：国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) 私立：制限なし
(参考)		
財政措置	【幼稚園】私立：私学助成、幼稚園就園奨励費補助、公立：一般財源 【保育所】私立：保育所運営費負担金、公立：一般財源 ※他、認定こども園に対し、補正予算で安心こども基金を措置	こども園給付(仮称) ※既存の財政措置の取扱いについては今後検討